

小松市災害時サポート事業所登録制度実施要綱をここに公表する。

令和5年3月1日

小松市長 宮橋 勝栄

小松市災害時サポート事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市災害時サポート事業所登録制度（以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、事業所等が保有する施設等を地域の重要な防災力と位置付け、災害の発生時における協力を申し出た事業所等を災害時サポート事業所として登録する本制度を構築することにより、市、事業所等及び地域が連携した防災協力体制を整えるとともに、事業所等の持つ資源等の提供を受けることにより、本市の災害対応能力の充実を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「事業所等」とは、小松市内に店舗、工場、事業所又は活動拠点を置き、本制度の趣旨に賛同し、災害発生時にボランティア精神に基づく支援を行うことができる団体等のうち、市長が認めるものをいう。

(協力活動)

第4条 災害時サポート事業所の協力活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時の避難者の一時的な受け入れ

- (2) 水道水，トイレ，休憩場所等の提供
- (3) 災害時支援物資の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか災害時における必要な協力及び支援
(登録手続等)

第5条 登録を希望する事業所等は，前条各号のうち，協力を希望する事項を定めて，小松市災害時サポート事業所登録（変更）届出書（様式第1号）により市長に届けるものとし，登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は，前項の規定による登録の届出があったときは，その内容を審査し，登録することが適当であると認めたときは，届出をした事業所等に対して小松市災害時サポート事業所登録証（様式第2号）及び登録ステッカー（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた事業所等（以下「登録事業所」という。）は，登録ステッカーを市民等が分かりやすい場所に掲示しなければならない。

（登録期間）

第6条 登録事業所の登録期間は，登録証の交付日から2年間とする。ただし，登録期間満了日までに登録事業所から登録抹消の申出がない場合については，登録期間を2年間延長するものとし，以後も同様とする。

（登録事業所の公表等）

第7条 市長は，登録事業所が希望する場合は，市のホームページ等で登録事業所の名称，所在地等を公表することができる。

（協力要請）

第8条 市長は，登録事業所に対し，協力活動を要請することができる。

2 登録事業所は，前項の規定による要請を受けた場合は，地域と連携し，被災者又は被災地に対して，積極的に支援等を行うものとする。

（協力期間）

第9条 協力活動の期間は，登録事業所本来の業務に支障とならない期間とする。

(実施報告)

第10条 登録事業所は、協力活動を実施した場合は、災害時協力活動実施報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 廃業した場合
- (2) 市外に移転した場合
- (3) 登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できない場合
- (4) 小松市災害時サポート事業所登録抹消届出書（様式第5号）を市長に提出し、登録の抹消を申し出た場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときは、小松市災害時サポート事業所登録抹消及び登録証等返還通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、登録が抹消された登録事業所は、速やかに小松市災害時サポート事業所登録証及び登録ステッカーを市長に返却しなければならない。

(防災事業との連携)

第12条 登録事業所は、市又は町内会等が実施する防災訓練、研修会等の防災事業に可能な限り協力するように努めるものとする。

(災害補償)

第13条 登録事業所は、協力活動に従事している従業員等が当該協力活動に起因して負傷したことを知ったときは、事故発生報告書（様式第7号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、小松市消防団員等公務災害補償条例

(昭和41年条例第29号)に基づき、補償するものとする。

(損害負担)

第14条 協力活動により、第三者に損害を与えた場合については、登録事業所の負担とする。ただし、その損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市の負担とする。

(費用負担)

第15条 協力活動により発生した経費等については、登録事業所の負担とする。

(秘密の保持)

第16条 登録事業所は、活動を通じて知り得た個人等の秘密を他にもらしてはならない。なお、登録を辞退等した後も同様とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。